

土地取引には届け出が必要

国土利用計画法では、乱開発や無秩序な土地利用を防止するために、土地の届け出を定めています。一定面積以上の大規模な土地の取引をしたときは、この法律に基づき、県知事に届け出なければなりません。
■取引の形態
▽売買▽交換▽営業譲渡▽譲渡担保▽代物弁済▽共有持ち分の譲渡▽地上権・賃借権の設定・譲渡▽予約完結権・買戻権などの譲渡
※これらの取引の予約である場合も含まれます。
■取引の規模(面積要件)
①都市計画区域内：5千平方メートル以上
②都市計画区域外：1万平方メートル以上
■一団の土地取引
個々の面積は小さくても、権利を取得する土地の合計が面積要件以上となる場合には届け出が必要。
■届け出の手続き
▽届け出者：土地の権利取得者(売買の場合は買主)

▽提出書類

- ①届け出書
②土地取引にかかる契約書の写し、またはこれに代わるその他の書類
③土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
④土地およびその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
⑤土地の形状を明らかにした図面
⑥その他(必要に応じて委任状など)
▽届け出期限：契約(予約を含む)締結日から2週間以内
▽届け出先：まちづくり推進課
■届け出をしない
土地取引にかかる契約(予約を含む)をした日から2週間以内に届け出をしないか、偽りの届け出をする、6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。
■問い合わせ先
まちづくり推進課 ☎46-5578

秋の農作業安全月間

9月15日(木)から11月15日(火)は、秋の農作業安全月間です。秋の農繁期は、農業機械による作業が増えるとともに、日没が早まることで気持ちに焦りが生じることなどから、農作業事故の危険性が高くなる時期です。

「気をつけて! 互いに声かけ 農作業安全」をスローガンに農作業事故防止に努めましょう。
■問い合わせ先
農林振興課 ☎46-5564

「浄土の郷平泉」に決まる

「道の駅平泉」指定管理者

「道の駅平泉」を運営する指定管理者が、町議会定例会9月会議での議決を経て「株式会社浄土の郷平泉」に決まりました。公設民営方式を採用する「道の駅平泉」は、国と町が施設を整備。開業後は、同社が管理運営をしていきます。道の駅の運営方針について、浄土の郷平泉の千葉邦彦代表に話を伺いました。

町が自慢できる道の駅へ

「浄土の郷平泉」では、道の駅内の産直施設やレストランの運営、トイレや駐車場の管理などを行っていきます。このうち産直施設については、出荷予定者の仮申し込みが100人を超えており、小さいながらも活気のある施設にしたいと考えています。直営レストランについては、地元産の農産物を使用するメニューを多く取りそろえた、気軽に入れる雰囲気のある食堂にしたいと考えています。



株式会社浄土の郷平泉 代表 千葉邦彦さん(13区)

年中無休の体制で、多数のイベントを開催して来客数を増やすとともに、町内の商工業者の皆さんとの連携を図りながら、訪問客を通年で町内に誘導できるように取り組みを考え、町内産業の活性化にも努めていきたいと考えています。自慢の農産物や加工品などを売ることができると、生産者の生産意欲が高まり、所得向上と後継者の育成につながるれば、この道の駅が出来ることの大きな意義になると思います。町民の皆さんのお力をいただきながら、平泉町が自慢できる施設にしていきたいと考えています。皆さん、どうぞよろしくお願ひします。

interview

このうち産直施設については、出荷予定者の仮申し込みが100人を超えており、小さいながらも活気のある施設にしたいと考えています。直営レストランについては、地元産の農産物を使用するメニューを多く取りそろえた、気軽に入れる雰囲気のある食堂にしたいと考えています。

クマとの遭遇に注意ください!

今年は各地で例年以上にクマによる人身被害が多発しており、県内では13件の人身被害が発生しています。農作業や登山の際には、鈴やラジオなど音の出るものを携帯し、クマ

秋季狂犬病予防注射

狂犬病予防注射は年1回の接種が義務づけられています。
■期日：10月13日(木)
■時間と場所
▽9時~9時30分 長島体育館
▽10時~10時30分 保健センター
■料金：3100円

日本赤十字社義援金・救援金の募集

次の災害被害の義援金などを受け付けています。義援金などは直接ゆうちょ銀行、郵便局から送金ください。受付期間中、ゆうちょ銀行と郵便局窓口では振替手数料が無料となります。なお受領証を希望する人は、通信欄に「受領証希望」と明記してください。
■平成28年台風10号等災害義援金
▽口座記号番号
00100-6-324140
▽口座加入者名：日赤平成28年台風10号等災害義援金
▽受付期間：10月31日(月)まで
▽その他：所得税法および法人税

「特設行政・人権合同相談所」を開設

10月17日(月)から23日(日)は「行政相談週間」です。これに合わせて町では、行政相談委員による行政相談所と人権擁護委員による人権相談所を合同で開設します。
家庭や職場、学校や近隣などで困っていることや心配事、行政(国、県、市町村)や特殊法人など(郵便局、NTT、高速道路など)の仕事についての困りごとや要望がある人は、お気軽にご相談ください。相談は無料、予約も不要で、秘密は守られます。

野外焼却は禁止されています

野外焼却は、廃棄物の処理および清掃に関する法律や県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例において、次の例外規定を除き禁止されています。
《例外で認められている焼却》
①法令に基づく焼却(伝染病家畜、松くい虫被害伐採木などの焼却)
②風俗慣習上の行事のための焼却(火祭り、どんと焼きなど)
③農林漁業のためのやむを得ない焼却(草、木の葉、枝、もみ、わらなどの焼却)
④学校教育などのための焼却(キャンプファイヤーなど)
⑤落ち葉の焼却その他の一過性の軽微な焼却(落ち葉、一時的に出され

との遭遇に十分注意してください。なおクマを目撃した場合は、農林振興課までご連絡ください。
■問い合わせ先
農林振興課 ☎46-5564

■接種対象：生後91日以上の犬で、本年度の狂犬病予防注射を受けていない犬
■その他：当日は犬の登録も受け付けます。登録料は3000円です。
■問い合わせ先
保健センター ☎46-5571

法に基づく寄附金控除の対象になります。
■2016年イタリア中部地震救援金
▽口座記号番号
00110-2-5606
▽口座加入者名：日本赤十字社
※通信欄に「2016年イタリア中部地震」と明記してください。
▽受付期間：11月30日(水)まで
▽その他：個人住民税に係る寄附金控除の対象とはなりません。
■問い合わせ先
町民福祉課 ☎46-5562

■日時：10月17日(月) 10時~15時
■場所：役場2階和室
■相談員
【行政相談委員】
▽佐藤伸さん(20区)
【人権擁護委員】
▽石川長善さん(5区)▽及川幸子さん(11区)▽千葉博昭さん(16区)
▽千葉哲子さん(18区)
■問い合わせ先
町民福祉課 ☎46-5562

少量の剪定枝、空き地の刈り取った草木の焼却)
※①~⑤であっても廃プラスチック類、ゴムくず、廃油、皮革の焼却は認められておりません。
しかし、野外焼却禁止の例外規定とされる行為であっても、焼却による煙や臭いで苦情が寄せられる場合があります。その場合には、野外焼却行為者へ、配慮をお願いしたり、指導を行うこととなりますので、やむを得ず、例外規定とされる野外焼却を行う場合には、周辺住民へ迷惑がからないよう、配慮をお願いします。
■問い合わせ先
町民福祉課 ☎46-5562